

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

本宮市長 高松 義行



1. 協議を設けた区域の範囲

本宮瀬樋内地区（新瀬樋内営農組合）[更新]

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	1 経営体
個人	36 経営体

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農業所得者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

管内の農地の出し手又は出して希望者の受け入れを営農組合で行い、組織的に請け負える体制について検討する。

また、既存のライスセンター施設と育苗センター施設の運営についても、営農組合との合併等も視野に入れながら進め、農用地利用の調整は、認定農業者を中心に検討し、農地の請負については、管内の担い手と進めていく。